

令和3年 第4回登別市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年3月30日(火) 14時00分から15時30分

2 開催場所 アーニス2階 登別市観光経済部事務室内 農業委員会室

3 出席委員(9人)

| | | | |
|----|----|-----|----|
| 会長 | 9番 | 逢坂 | 裕明 |
| 委員 | 1番 | 古町 | 綾 |
| | 2番 | 三原 | 一英 |
| | 3番 | 吉鷹 | 敬貴 |
| | 4番 | 近井 | 一夫 |
| | 5番 | 山下 | 篤 |
| | 6番 | 佐々木 | 優 |
| | 7番 | 熊谷 | 源 |
| | 8番 | 赤樫 | 治 |

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任及び会議書記の指名
- 第2 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(所有権移転)について(継続審議)
- 第3 報告第3号 農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報(実勢借地料)の公表について
- 第4 議案第12号 下限面積(別段の面積)の設定について
- 第5 議案第13号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について
- 第6 議案第14号 令和3年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
- 第7 議案第15号 特定農地貸付けの承認について

6 農業委員会事務局職員

| | | |
|------|----|----|
| 事務局長 | 森元 | 俊明 |
| 総括主幹 | 西本 | 利博 |
| 主査 | 打田 | 知之 |
| 主任 | 中谷 | 仁思 |

7 会議の概要

- 事務局長 ただいまより、令和3年第4回総会を開会いたします。
本日の出席委員は、9名全員でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。
それでは、登別市農業委員会会議規則第3条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、これより以後の議事の進行は逢坂会長にお願いいたします。
- 議長 これより議事に入ります。
まず、日程番号第1「議事録署名委員の選任及び会議書記の指名」を行います。
登別市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり。)
- 議長 それでは、議事録署名委員は、8番赤樫委員、1番古町委員にお願いします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の西本総括主幹を指名します。
- 議長 次に、審議の順序についてお諮りします。
本日の審議については、日程番号第3 報告第3号から日程番号第7 議案第15号までの審議を先に行い、その後に継続審議となっております日程番号第2 議案第6号「農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権移転）について」の審議を行いたいと思いますがこれにご異議ございませんか。
(「なし」の声あり。)
- 議長 それでは、審議の順序はそのように進めます。
これより審議を始めます。
- 議長 はじめに、日程番号第3 報告第3号「農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報（実勢借地料）の公表について」を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局長 報告第3号「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報（実勢借地料）の公表について」ご説明します。
議案書の8ページをご覧ください。

本賃借料情報は、前年の1月から12月までの間の当市における農地法第3条第1項の規定による賃貸借の許可及び農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく賃借料のデータを元に、全国農業会議所が定める「農地の賃借料情報提供の手引き」に基づき算出しております。

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの当市の賃借料のデータ13件に基づき算出した数値は、10アール当たりで、平均値が2,145円、最高値が2,501円、最低値が1,833円となりました。

なお、この賃借料情報は、本日の報告を経て市のホームページで公表することとしています。

以上です。

議長 報告第3号について、事務局長の説明がありましたので、質問を受けたいと思います。
何か、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 よろしいですか。
それでは以上で報告第3号を終わります。

議長 次に、日程番号第4 議案第12号「下限面積（別段の面積）の設定について」を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局長 議案第12号「下限面積（別段の面積）の設定について」説明いたします。

議案書の9ページをご覧ください。

農地法第3条第2項第5号の規定による当市の下限面積は、平成21年12月8日付けで、0.5ヘクタールと設定しております。

事務局長 令和3年度の下限面積の設定につきましても、新規就農者等の受け入れを促進し、農地の有効利用を図るため、引き続き現在設定しております0.5ヘクタールを下限面積とするものであります。

以上です。

議長 ただいま、議案第12号について、事務局長から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 よろしいですか。
それでは、採決します。
議案第12号について、下限面積を引き続き0.5ヘクタールとすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第12号は、そのように決定します。

議長 次に、日程番号第5 議案第13号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」及び日程番号第6 議案第14号「令和3年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」は、関連がありますので、一括議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局長 議案第13号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」及び議案第14号「令和3年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」説明いたします。

はじめに、議案第13号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」ご説明いたします。

資料は議案書の11ページから18ページまでとなります。

11ページには、本市農業委員会の概要を記載しており、耕地面積1,030ヘクタール、総農家数39戸、認定農業者24経営となっております。

事務局長

12ページには、農地の利用集積について記載しており、令和2年度末の集積面積は801.87ヘクタールであります。

13ページには新規参入の状況を記載しており、令和2年度に1経営が新規参入しております。

14ページ及び15ページには、遊休農地と違反転用の面積などを記載しておりますが、共にありませんでした。

17ページには、農地所有適格法人11法人の定期報告の実績を記載しており、11法人中、2法人が休業中により報告がなされておられません。

次に、議案第14号「令和3年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」ご説明いたします。

資料は議案書の20ページから22ページまでとなります。

21ページの農地の利用集積・集約化については、既存の集積面積のおおむね5パーセントとなる40ヘクタールの増加を目標としております。また、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進については、1経営体、0.5ヘクタールの参入を目指すものとしております。

議案書22ページの遊休農地に関する措置については、令和3年度につきましても、例年どおり農地パトロールを実施することとし、重点地区を来馬町地域としております。

説明は以上ですが、本議案2件につきましては、本日の総会にて承認をいただきましたら、4月1日から4月30日までの1か月間、パブリックコメントにより農業者等の意見を募集することとしております。

以上です。

議長

議案第13号及び議案第14号について、事務局長から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。

何か、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長

よろしいですか。

それでは、採決します。

はじめに議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第13号は原案のとおり、決定します。
次に、議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第14号は原案のとおり、決定します。

議長 次に、日程番号第7 議案第15号「特定農地貸付けの承認について」を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局長 議案第15号「特定農地貸付けの承認について」説明いたします。

本件は「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項」の規定に基づく、特定農地貸付けの承認申請がありましたので審議を求めるものです。

申請者は、登別市■■町■■番地■■の■■■■氏で貸付けを行う土地は、登別市■■町■■番■■のうち、地目は公簿、現況ともに畑で、面積は■■■■m²であります。

特定貸付けを行おうとする農地の位置、地番図及び写真図は、議案書の24ページから26ページに示しておりますので、ご参照ください。

なお、申請の内容及び資料27ページから30ページまでの貸付け規定の記載事項等は、同法第3条第3項の1号から4号の各要件に該当すると認められ、承認要件を満たしております。

また、本件は平成■■年■■月■■日に開催の平成■■年第■■回総会にて承認を受けた特定貸付けを引き続き行おうとするものであります。

以上です。

議長 ただいま、議案第15号について、事務局長から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 よろしいですか。
それでは、採決します。
議案第15号について、申請のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第15号は申請のとおり承認することに決定します。

議長 次に、日程番号第2 議案第6号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

なお、本件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、 委員には退席をお願いします。

ここで、暫時休憩します。

(委員退席)

議長 会議を再開します。
事務局より説明願います。

事務局長 議案第6号「農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権移転）について」は、令和3年2月25日に開催した令和3年第1回総会にて譲受人に営農計画等の提出を求め、再度審議を行うこととしておりましたが、このほど、譲受人より資料の提出がありましたので、改めて審議を求めるものであります。

譲受人より提出のあった資料は、議案書の1ページから7ページまでに記載のとおりです。

以上です。

議長 ここで暫時休憩します。

(委員間討議を実施。)

議長 会議を再開します。
議案第6号について、事務局長の説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 よろしいですか。
それでは、採決します。
議案第6号について、申請のとおり許可することに賛成の方は
挙手をお願いします。

(挙手者なし)

議 長 全員が反対ですので、議案第6号は許可しないことに決定しま
す。
ここで反対理由を確認するため暫時休憩します。

(反対理由について確認)

議 長 会議を再開します。
以上で、本日の総会に提案されました付議案件の審議について
は、すべて終了しました。
これをもちまして、令和3年第4回農業委員会総会を閉会しま
す。